

パワーシティレインボー (No.1220)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 11 月 28 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 マックスバリュ西日本株式会社 住 所 広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号			
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 パワーシティレインボー 所在地 高松市多肥下町 630 番地 外			
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
	【変更前】			
	名称	住所	代表者氏名	備考
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実	
	株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	立花 隆央	
	株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	柳井 正	
	堤製パン株式会社	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 10 番 54 号	堤 敏朗	
	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二	
	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次	R4.8.31 退店
	株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志	
	中商事株式会社	高松市庵治町丸山 6391-19	中 貴史	R4.8.31 退店
	【変更後】			
	名称	住所	代表者氏名	備考
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実		
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	立花 隆央		
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	柳井 正		
堤製パン株式会社	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 10 番 54 号	堤 敏朗		
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志		

パワーシティレインボー (No.1220)

	株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄	R4.11.18 入店
	合同会社CO COA	高松市三谷町1674番地 6	沢本 洋子	H30.3.29 入店
変更の年月日	上記記載のとおり			
変更する理由	上記記載のとおり			

2 届出年月日 令和4年11月18日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和4年11月28日から令和5年3月28日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和5年3月28日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ